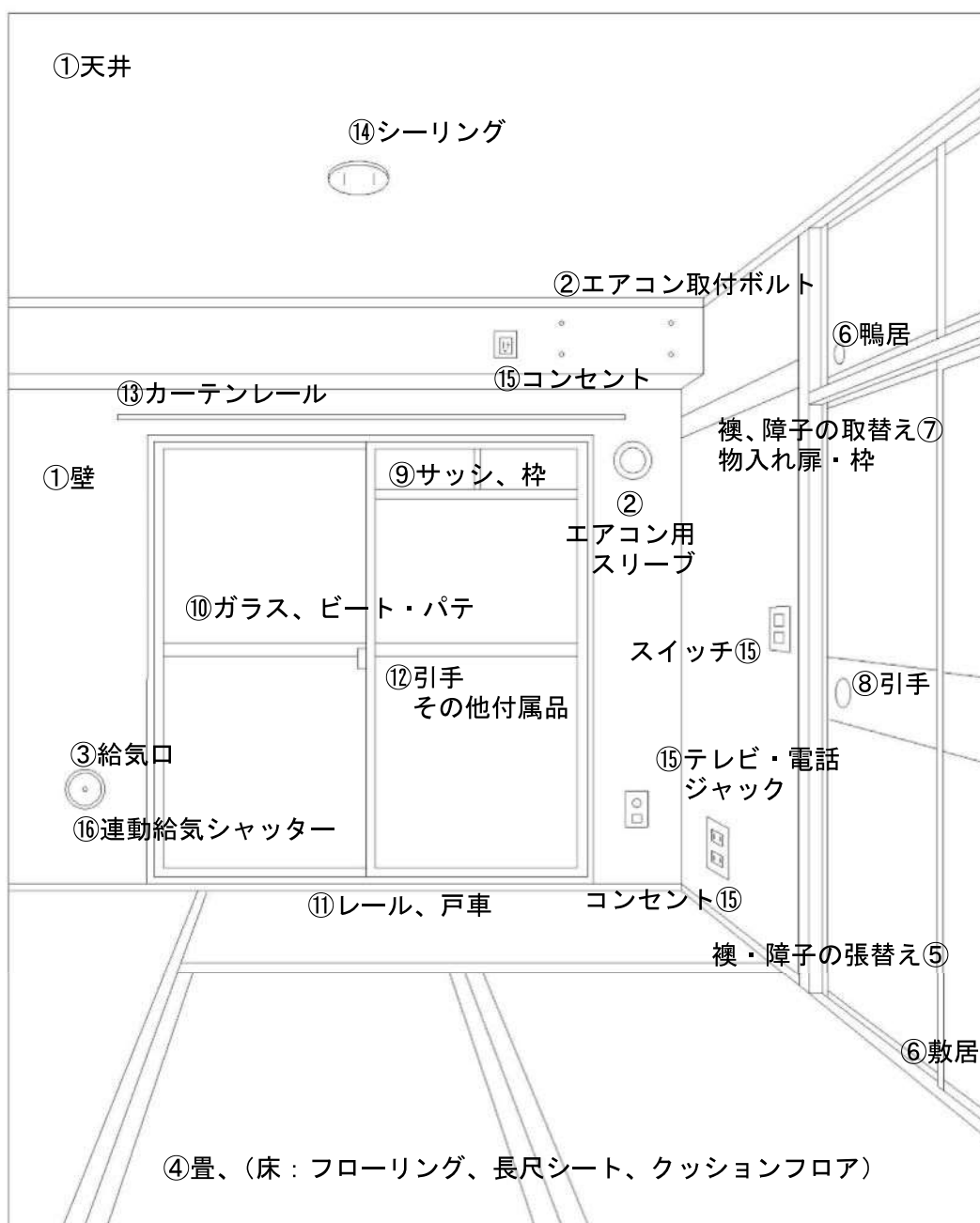


## (2) 居室



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者の負担にて修繕等をお願いします。

例：清掃等を怠ったことによるサッシレールや戸車の損耗や不具合、ガラスの脱落するおそれのないビート、パテの経年変化による変色（損耗）

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装、クロス ①下地 ②エアコン取付用ボルト、エアコン用スリーブ ③給気口		○  ○ ○	
畳 床	④畳 ④フローリング、長尺シート、クッションフロア ④畳床 ④下地	○ ○ ○	○	部分的なキズ・剥がれ等を除く
押入れ 物入れ	⑤襖、障子の張替え、棚板 ⑥敷居、鴨居 ⑦襖、障子の取替え、物入れ扉・枠 ⑧引手、その他付属品	○ ○ ○	○	
金属建具 (屋外サッシ)	⑨サッシ、枠 ⑩ガラス、ビート・パテ(ガラス押え) ⑪レール、戸車 ⑫引手、その他付属品 ⑬カーテンレール	○ ○ ○ ○	○	クレセント等
電気	⑭照明器具(県が取付たもの)、シーリング ⑭電球、蛍光管、グローランプ ⑮スイッチ、コンセント、テレビ・電話ジャック ⑯連動給気シャッター	○  ○ ○	○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。